

地方公共団体における環境配慮契約に関する アンケート調査結果について【速報版】

1. 調査目的

環境配慮契約法第4条において地方公共団体等は、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、環境配慮契約の推進に努める旨定められている。環境省においては、地方公共団体における環境配慮契約の実施状況を把握し、その普及方策等の検討に係る基礎資料とすることを目的に平成20年度より毎年度「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施してきたところである。

また、法の附則第2項に定められたとおり、5年が経過した場合において法の施行状況等について検討を加え、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとされている。そのため、本年度のアンケート調査においては、地方公共団体における環境配慮契約の認知度や取組状況、今後の取組意向、主に運用面での取り組む上での阻害要因等に関する課題の把握等の従前の設問に加え、阻害要因等に対応する解決方策や制度面の課題を把握するための設問、環境配慮契約の導入促進のために必要な国に求める措置等(制度面を含む)に関する設問を追加し、法の施行状況等に係る検討の基礎資料を収集することを目的として調査を実施した。

2. 調査の概要

(1) 調査対象

すべての地方公共団体(47都道府県、20政令指定都市、23特別区、769市、746町、184村。計1,789団体(本年4月1日現在))の総務・出納担当、環境担当または公共工事担当部局

(2) 調査期間

平成25年8月19日から9月13日(10月4日時点での有効票を対象)

(3) 調査方法

発送方法：紙によるアンケート調査票の郵送配布

回答方法：アンケート調査票の郵送回収またはインターネット調査画面からの回答
(各団体固有のID及びパスワードを発行)

(4) 主な調査項目

主なアンケート調査項目は、次のとおり。

- 環境配慮契約法の理解度
- 環境配慮契約の進展度合
- 契約方針の策定状況
- 5つの契約類型ごとの環境配慮契約への取組状況、契約内容、課題等
- 環境配慮契約に当たっての阻害要因、参考情報、国の施策等
- 環境配慮契約全般に関する意見・要望等

表1 アンケート調査の設問の概要

問番号	設 問	問番号	設 問
問 1	環境配慮契約法の理解度	問 6 - 3	小型船舶の調達に係る契約状況
問 2	環境配慮契約の進展状況	問 6 - 4	小型船舶の調達総隻数、環境配慮契約の内訳
問 2 - 1	環境配慮契約の進展内容	問 6 - 5	船舶の調達に係る契約の課題
問 2 - 2	環境配慮契約に役立ったもの	問 7	ESCO 事業に係る契約の取組状況、省エネ工事の実施状況
問 2 - 3	環境配慮契約の効果	問 7 - 1	ESCO 事業等に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳
問 3	契約方針の策定状況	問 7 - 2	ESCO 事業の対象規模、用途、環境負荷低減効果、光熱水費の縮減効果等
問 3 - 1	契約方針の策定分野	問 7 - 3	ESCO 事業に係る契約の課題
問 3 - 2	契約方針及び契約実績の公表状況	問 7 - 4	ESCO の事例の認知度
問 4	電気の供給を受ける契約の取組状況	問 7 - 5	省エネチューニングの実施検討状況
問 4 - 1	電気の供給を受ける契約の内容	問 8	建築物の設計に関する契約の取組状況
問 4 - 2	電気の供給を受ける契約の件数・電力量（環境配慮契約の内訳）	問 8 - 1	建築物の設計に関する契約の件数、環境配慮型プロポーザル方式の件数
問 4 - 3	環境配慮契約以外の契約形態	問 8 - 2	建築物の設計に関する契約の課題
問 4 - 4	電気の供給を受ける契約の課題	問 9	産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法
問 5	自動車の購入等に係る契約の取組状況	問 9 - 1	収集運搬と中間処理の入札実施方法
問 5 - 1	自動車の購入等に係る契約の内容	問 9 - 2	競争入札を採用しない理由
問 5 - 2	自動車調達台数、環境配慮契約の内訳	問 10	環境配慮契約の課題
問 5 - 3	自動車の購入等に係る契約の課題	問 11	環境配慮契約の進展のために国が実施すべき取組
問 6	船舶の設計の発注、小型船舶の調達	問 11 - 1	他団体が行っている環境配慮契約の取組状況の必要情報
問 6 - 1	船舶の設計に係る契約状況	問 11 - 2	参考にした他団体の取組事例、自らの先進事例
問 6 - 2	船舶の設計に係る契約の件数、環境配慮契約の内訳		

3. 調査結果の概要

(1) 回収結果

団体規模別の回収状況（10月4日時点）は、下表のとおり。

表2 団体規模別の回収状況

	発送数	回収数	回収率(%) [9/24 時点]	24 年度 回収率(%)
都道府県・政令指定都市	67	59	88.1	100.0
区市	792	665	84.0	84.2
町村	930	677	72.8	68.8
合計	1,789	1,401	78.3	76.7

注1：郵送による回収は308件（22.0%）、インターネットによる回収は1,093件（78.0%）

注2：過去の回収率は、23年度71.4%、22年度76.7%

4. 調査結果の概要

問1 環境配慮契約法の理解度

[問1 貴団体では、「環境配慮契約法」を理解されていますか。]

環境配慮契約法の理解度については、「理解している」が全体で 35.6%（前年度 34.2%、以下同じ）都道府県・政令市は 9 割超、区市で 42.9%（同 40.9%）となっている。町村でも 23.6%（同 21.2%）と 2 割を超えたものの、1 割は「聞いたことがない」と回答している。

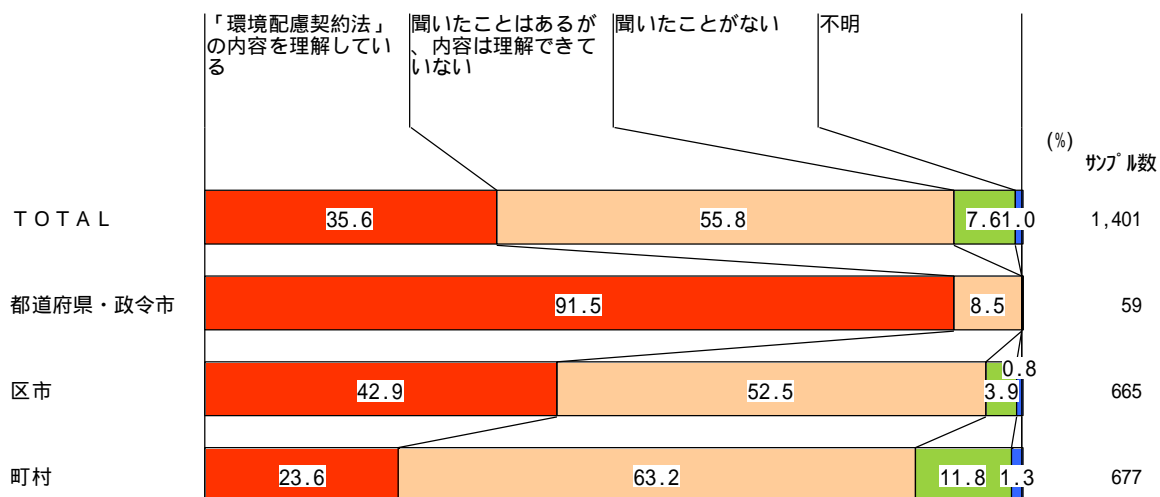


図1-1 環境配慮契約法の理解度

また、過去 6 年の推移をみると、「聞いたことがない」は 20 年度に全体で 34.0% だったものが今年度は 7.6% にまで減少している。一方、「理解している」との回答（22 年度以前は「知っている」と聴取）については、増加は見られるものの微増である。

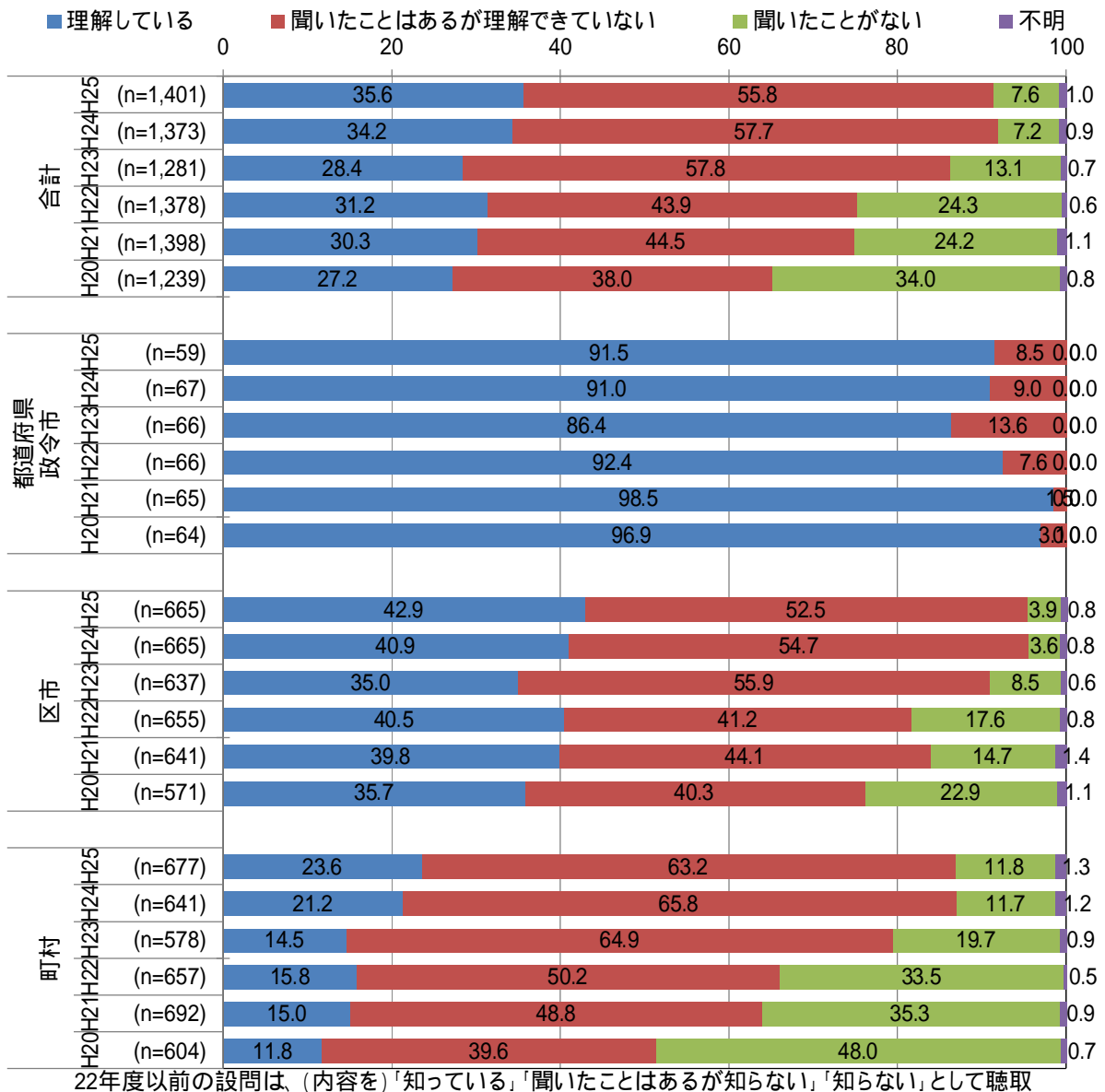


図1-2 環境配慮契約法の理解度（過去6年の推移）

問2 環境配慮契約の進展状況

[問2 環境配慮契約法は施行後5年が経ちましたが、貴団体では現在、24年度に比べて環境配慮契約の取組は進展していますか。]

環境配慮契約の進展状況は、何らかの進展があった(「とても進展した」または「やや進展した」とする回答は全体の6%程度にとどまる。特に、区市、町村では、「取り組んでいない」が前年度に引き続き4割超に達している。

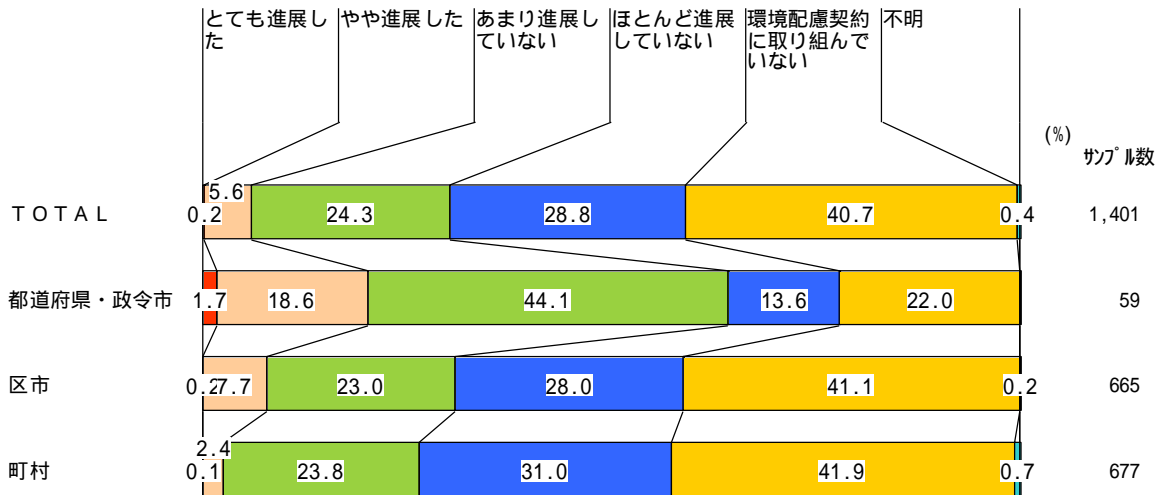


図 2-1 環境配慮契約法の進展状況

問 2 - 1 環境配慮契約の進展内容

[問 2 - 1 環境配慮契約の現在の進展内容についてお答えください。また、「契約類型が増えた」「件数割合が拡大した」場合は、その契約類型についてもお答えください。]

何らかの進展があったと回答した 81 団体に進展の内容を聴取したところ、主に「契約件数の拡大」、「契約類型の拡大」があげられた。

表2-1-1 環境配慮契約の進展の内容

REPORT.NO:0004	TOTAL	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 段目 度数 2 段目 横%		環境配慮契約の契約類型(種類)が増えた	環境配慮契約の件数割合が拡大した	組織として環境配慮契約の理解が進んだ	組織の長の環境配慮契約に対する取組意向が高まった	担当者・担当部門での環境配慮契約の理解が進んだ	環境配慮契約に関する体制が強化された	環境配慮契約に関する情報が増えた	その他	不明
0002:規模区分(3区分)										
0) TOTAL	81 100.0	20 24.7	46 56.8	16 19.8	4 4.9	28 34.6	3 3.7	10 12.3	3 3.7	0 0.0
1) 都道府県・政令市	12 100.0	2 16.7	9 75.0	1 8.3	1 8.3	4 33.3	1 8.3	1 8.3	1 8.3	0 0.0
2) 区市	52 100.0	16 30.8	32 61.5	8 15.4	1 1.9	14 26.9	2 3.8	4 7.7	2 3.8	0 0.0
3) 町村	17 100.0	2 11.8	5 29.4	7 41.2	2 11.8	10 58.8	0 0.0	5 29.4	0 0.0	0 0.0

「環境配慮契約の契約類型が増えた」と回答した団体に、増えた契約類型を聴取したところ、「電気の供給を受ける契約」14 団体、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」5 団体等となった。

表2-1-2 増えた契約類型

REPORT.NO:0005 1 段目 度数 2 段目 横%	TOTAL	1	2	3	4	5	6	7
		電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	E S C O 事業に係る契約	建築物の設計に関する契約	その他	不明
0002:規模区分(3区分)								
0) TOTAL	20 100.0	14 70.0	5 25.0	0 0.0	2 10.0	1 5.0	1 5.0	0 0.0
1) 都道府県・政令市	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
2) 区市	16 100.0	13 81.3	3 18.8	0 0.0	1 6.3	1 6.3	0 0.0	0 0.0
3) 町村	2 100.0	1 50.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

同様に、「環境配慮契約の件数割合が増加した」と回答した団体にその契約類型を聴取したところ、「電気の供給を受ける契約」33 団体、「自動車の購入・賃貸借に係る契約」7 団体等となった。

表2-1-3 件数割合が拡大した契約類型

REPORT.NO:0006 1 段目 度数 2 段目 横%	TOTAL	1	2	3	4	5	6	7
		電気の供給を受ける契約	自動車の購入及び賃貸借に係る契約	船舶の調達に係る契約	E S C O 事業に係る契約	建築物の設計に関する契約	その他	不明
0002:規模区分(3区分)								
0) TOTAL	46 100.0	33 71.7	7 15.2	0 0.0	4 8.7	1 2.2	5 10.9	0 0.0
1) 都道府県・政令市	9 100.0	7 77.8	0 0.0	0 0.0	2 22.2	0 0.0	1 11.1	0 0.0
2) 区市	32 100.0	25 78.1	2 6.3	0 0.0	2 6.3	1 3.1	4 12.5	0 0.0
3) 町村	5 100.0	1 20.0	5 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

問 2 - 2 環境配慮契約の進展に役立ったもの

[問 2 - 2 環境配慮契約の進展に役立ったものについてお答えください。]

何らかの進展があったと回答した 81 団体に、役立ったものを聴取したところ、「国の環境配慮契約法に基づく基本方針」33 団体、「環境配慮契約導入のための地方公共団体マニュアル」32 団体との回答が多く、「環境配慮契約法パンフレット」18 団体が続いた。

REPORT.NO:0007 1 段目 度数 2 段目 横%	TOTAL	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		国の環境配慮契約法に基づく基本方針	環境配慮契約法取組事例データベース	環境配慮契約法パンフレット	地方公共団体のための環境配慮導入マニュアル	環境配慮契約法基本説明会	他の自治体の例	事業者の営業アドバイザー等	その他	特になし	不明
0002:規模区分(3区分)											
0) TOTAL	81 100.0	33 40.7	4 4.9	18 22.2	32 39.5	12 14.8	11 13.6	9 11.1	3 3.7	11 13.6	2 2.5
1) 都道府県・政令市	12 100.0	4 33.3	1 8.3	2 16.7	5 41.7	2 16.7	0 0.0	0 0.0	1 8.3	3 25.0	1 8.3
2) 区市	52 100.0	21 40.4	2 3.8	14 26.9	24 46.2	10 19.2	10 19.2	4 7.7	2 3.8	6 11.5	0 0.0
3) 町村	17 100.0	8 47.1	1 5.9	2 11.8	3 17.6	0 0.0	1 5.9	5 29.4	0 0.0	2 11.8	1 5.9

図2-2-1 環境配慮契約の進展に役立ったもの

問 2 - 3 環境配慮契約による効果

[問 2 - 3 環境配慮契約によって、貴団体ではどのような効果が現れていますか。]

何らかの進展があったと回答した 81 団体に、どのような効果が現れたか聴取したところ、実感する効果として「温室効果ガス等の削減による環境負荷低減効果」、「トータルコストの縮減効果」等があげられた。

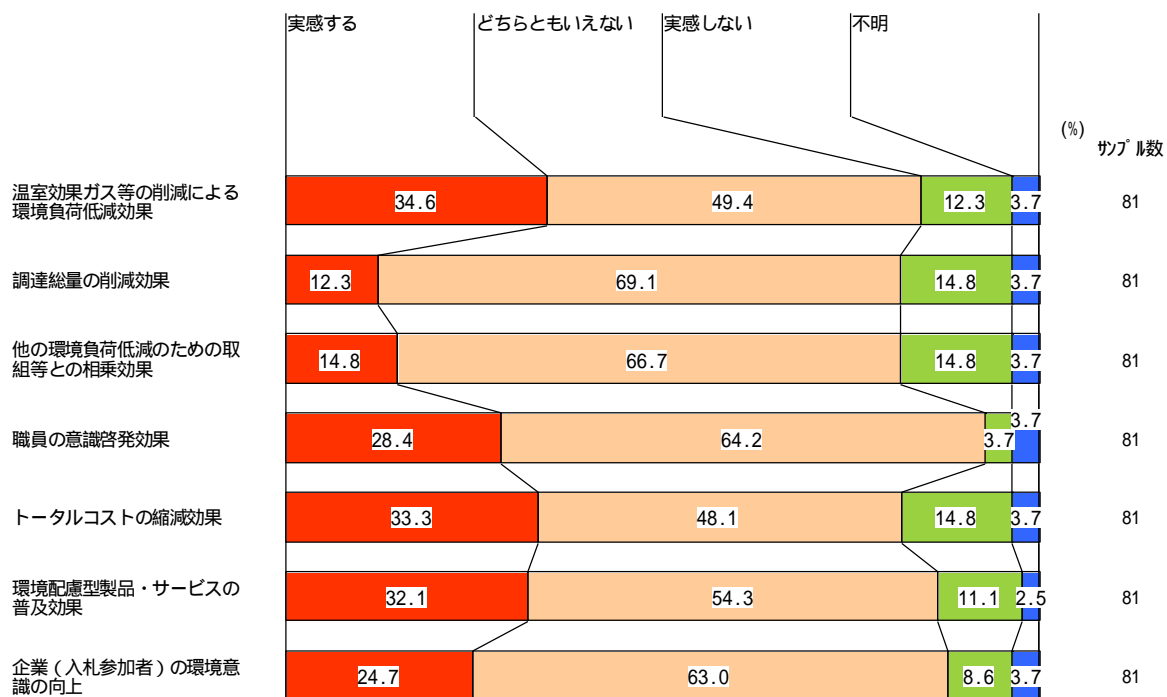


図2-3-1 環境配慮契約による効果

問 3 「契約方針」の策定状況

[問 3 貴団体では、環境配慮契約の種類等を定めた『契約方針』を策定していますか。]

「契約方針」の策定状況は、全体の 11.3% (前年度 10.3%) が「策定済み」と回答し微増している。都道府県・政令市では 35.6% (同 31.3%)、区市では 14.0% (同 12.5%)、町村では 6.6% (5.5%) となっている。一方、「現時点では策定予定なし」との回答は、全体の 68.6% (同 69.6%)、区市で 67.7% (同 68.4%)、町村で 72.5% (73.9%) にのぼっている。

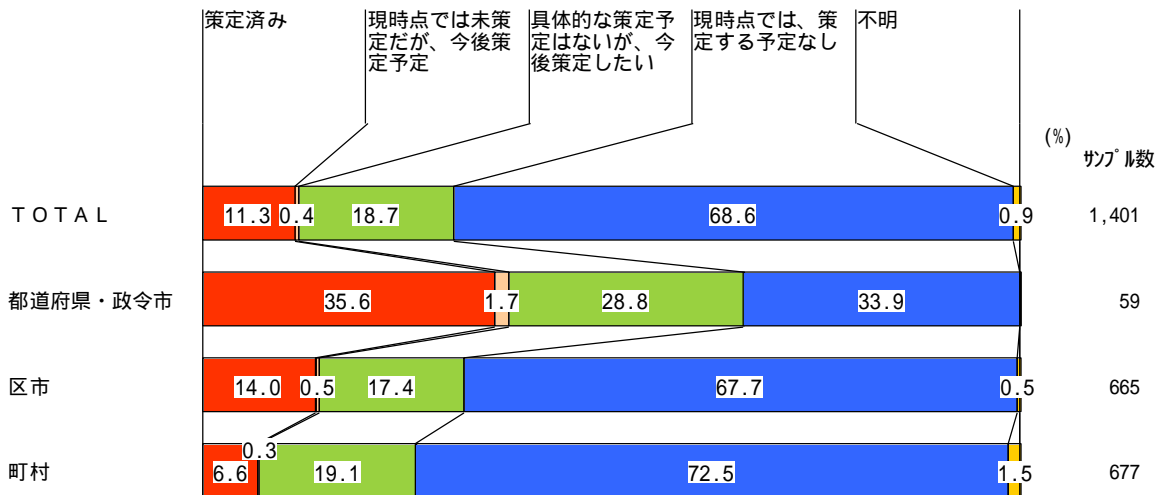
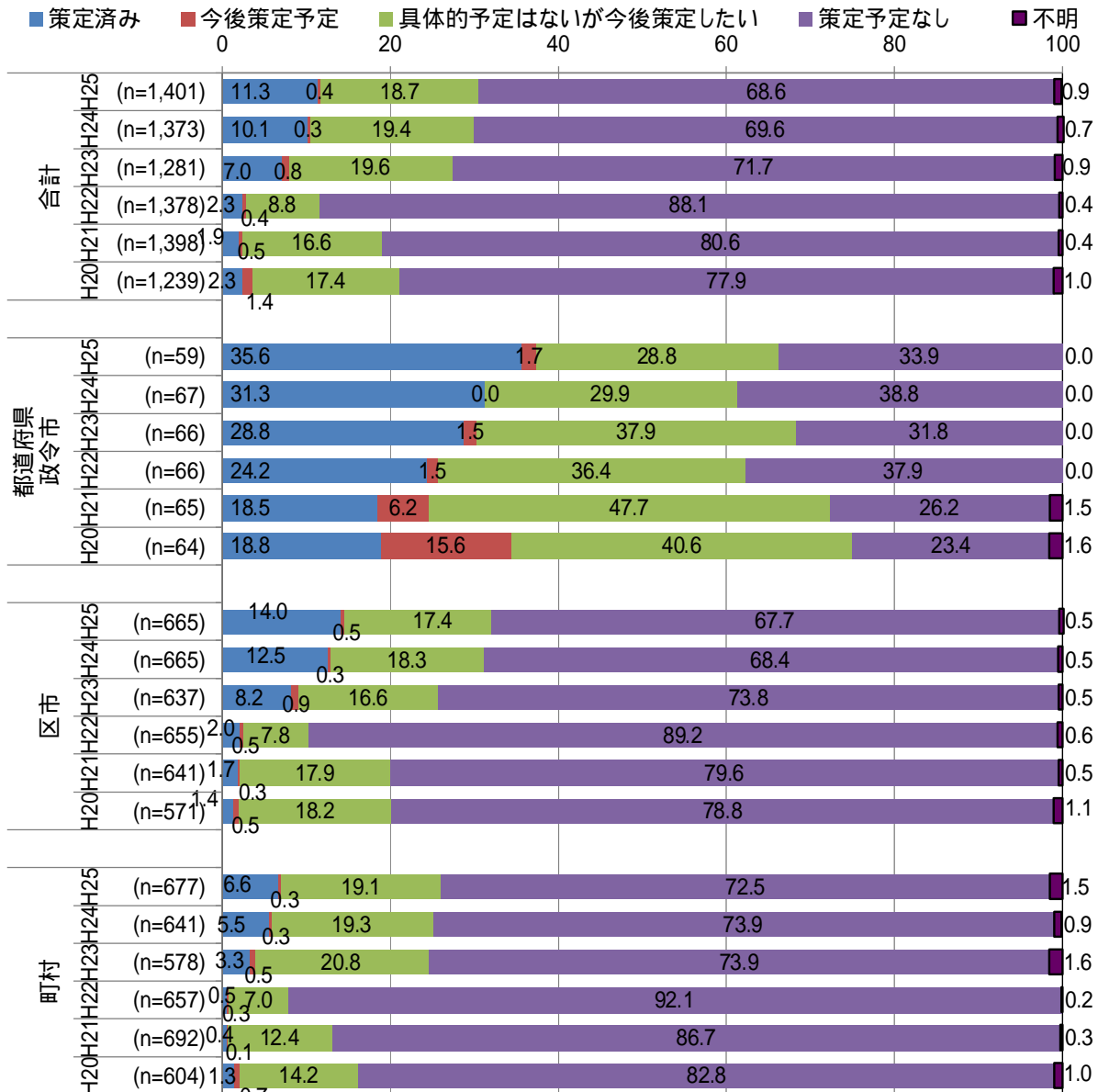


図3-1 「契約方針」の策定状況

また、過去6年の推移をみると、策定団体数は着実に増加しているものの、「現時点では未策定だが、今後策定予定」あるいは「具体的な策定予定はないが、今後策定したい」とする回答は頭打ちの状況で、「策定予定なし」は全体で7割弱となっている。



23年度は「現時点では、環境配慮契約に取り組む予定なし」、22年度以前は「現時点では、環境配慮契約に取り組むかどうかわからない」として聴取

図3-2 「契約方針」の策定状況（過去6年の推移）

問3 - 1 「契約方針」の策定分野

[問3 - 1 『契約方針』を策定している分野についてお答えください。]

「契約方針」を「策定済み」あるいは「今後策定予定」と回答した団体に、その策定分野を聴取したところ、全体では「自動車の購入・賃貸借に係る契約」が多く、主に区市、町村において策定されている。都道府県・政令市では「電気の供給を受ける契約」が多くみられる。

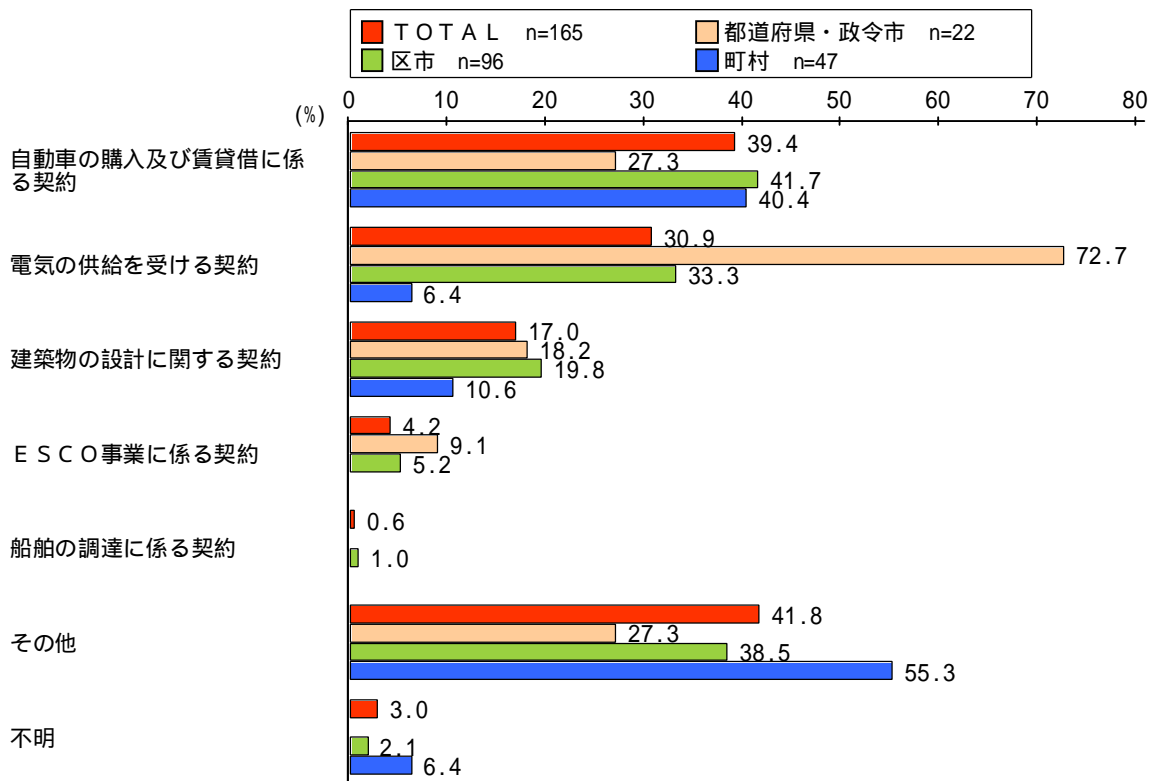


図3-1-1 「契約方針」の策定分野（TOTALで並べ替え）

問3 - 2 「契約方針」等の公表状況

[問3 - 2 貴団体では、『契約方針』及び『契約実績』を公表していますか。また、公表している場合、その公表手段についてお答えください。]

「契約方針」を「策定済み」あるいは「今後策定予定」と回答した団体に、「契約方針」や「契約実績」の公表状況を聴取したところ、「契約方針」は全体の64.2%（前年度61.5%）が、都道府県・政令市は大半が公表しており、区市、町村も半数以上となっている。「契約実績」については全体の27.3%（同26.6%）が「公表している」と回答している。

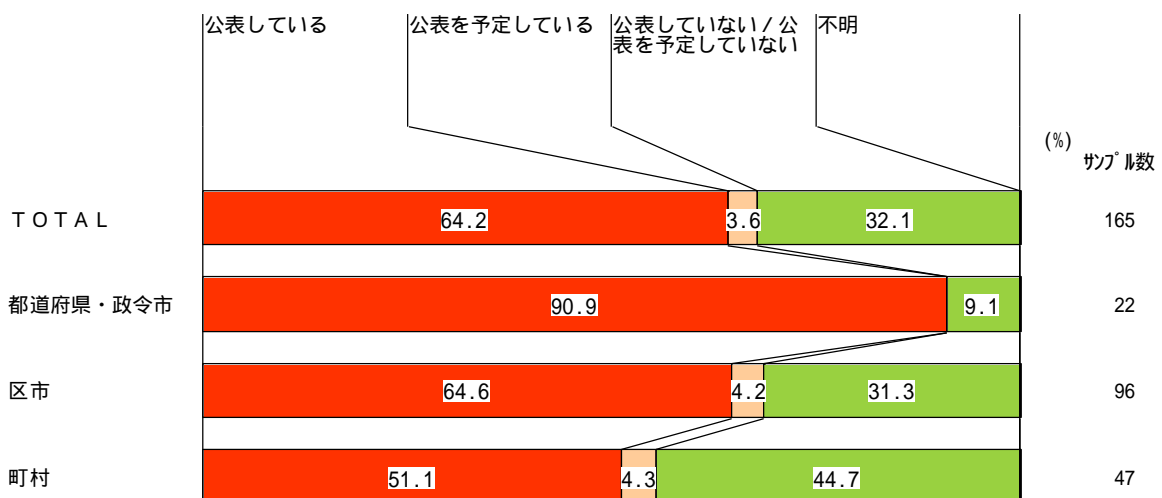


図3-2-1 「契約方針」の公表状況

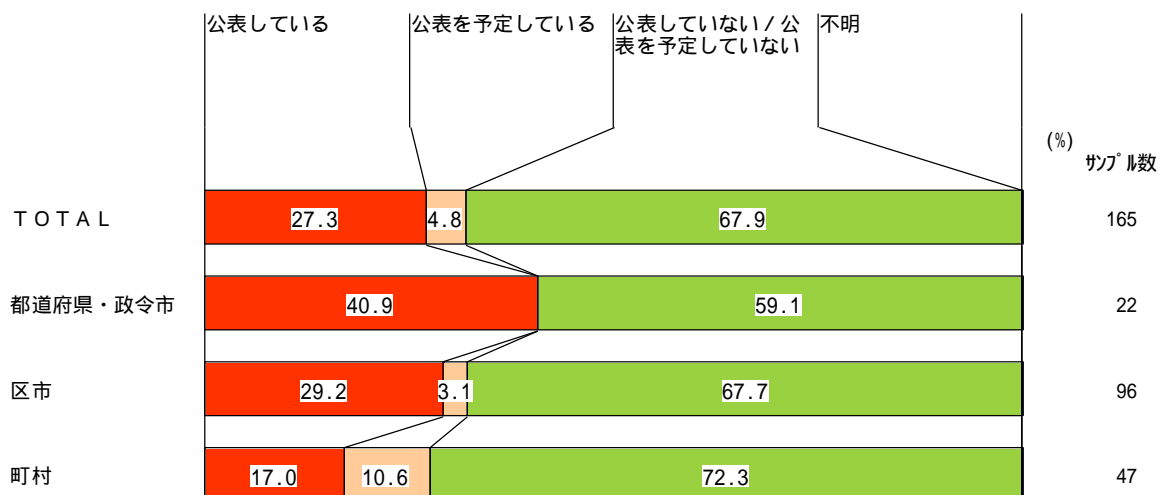


図3-2-2 「契約実績」の公表状況

「契約方針」および「契約実績」の公表団体に対して手段を聴取したところ、いずれも「団体ホームページ」が約8割を占めていた。

表3-2-1 「契約方針」の公表手段

REPORT.NO:0024	TOTAL	1 環境白書、 環境レポート等	2 広報（行政 だより等）	3 貴団体ホ ムページ	4 パンフレッ ト、冊子等	5 プレスリ リース	6 その他	7 不明
1 段目 度数 2 段目 横%								
0002:規模区分(3区分)								
0) TOTAL	106 100.0	10 9.4	10 9.4	92 86.8	8 7.5	1 0.9	6 5.7	0 0.0
1) 都道府県・政令市	20 100.0	2 10.0	0 0.0	20 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2) 区市	62 100.0	6 9.7	5 8.1	52 83.9	7 11.3	1 1.6	6 9.7	0 0.0
3) 町村	24 100.0	2 8.3	5 20.8	20 83.3	1 4.2	0 0.0	0 0.0	0 0.0

表3-2-2 「契約実績」の公表手段

REPORT.NO:0025	TOTAL	1 環境白書、 環境レポート等	2 広報（行政 だより等）	3 貴団体ホ ムページ	4 パンフレッ ト、冊子等	5 プレスリ リース	6 その他	7 不明
1 段目 度数 2 段目 横%								
0002:規模区分(3区分)								
0) TOTAL	45 100.0	10 22.2	5 11.1	36 80.0	0 0.0	2 4.4	2 4.4	0 0.0
1) 都道府県・政令市	9 100.0	3 33.3	0 0.0	9 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
2) 区市	28 100.0	6 21.4	2 7.1	22 78.6	0 0.0	2 7.1	1 3.6	0 0.0
3) 町村	8 100.0	1 12.5	3 37.5	5 62.5	0 0.0	0 0.0	1 12.5	0 0.0

問4 電気の供給を受ける契約の取組状況

[問4 貴団体では、電気の供給を受ける契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「電気の供給を受ける契約」の取組状況については、都道府県・政令市の2割強が「全庁的に取り組んでいる」のに対して、区市、町村は「取り組む予定はない」が半数を占めており、全体としても54.2%が予定なしとしている。

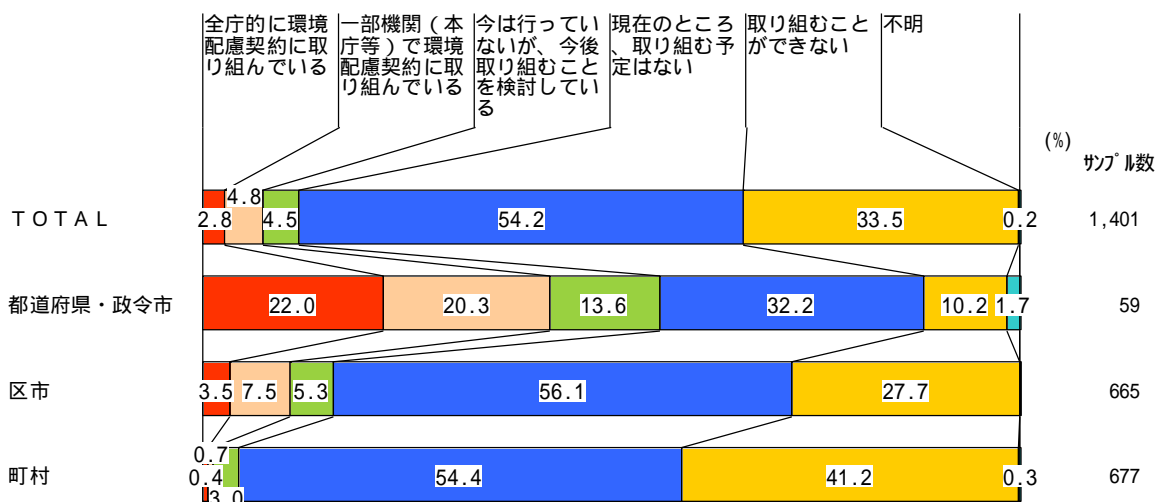


図4-1 「電気の供給を受ける契約」の取組状況

問4-1 電気の供給を受ける契約の内容

[問4-1 貴団体の電気の供給を受ける契約についてお答えください。]

何らかの取組を行っているとは回答した団体にその内容を聴取したところ、「裾切り基準に『地域ごとの二酸化炭素排出係数』を採用」が約8割、「裾切り基準に『未利用エネルギーの活用状況』を採用」と「裾切り基準に『新エネルギーの導入状況』を採用」との回答が約7割であった。

表4-1-1 「電気の供給を受ける契約」の内容

REPORT.NO:0030	TOTAL	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1	1 1 1 1
0002:規模区分(3区分)												
0) TOTAL	106	84	74	76	54	14	6	4	9	2	13	1
	100.0	79.2	69.8	71.7	50.9	13.2	5.7	3.8	8.5	1.9	12.3	0.9
1) 都道府県・政令市	25	20	19	21	12	8	5	3	5	0	1	0
	100.0	80.0	76.0	84.0	48.0	32.0	20.0	12.0	20.0	0.0	4.0	0.0
2) 区市	73	57	51	50	38	6	1	1	4	2	12	0
	100.0	78.1	69.9	68.5	52.1	8.2	1.4	1.4	5.5	2.7	16.4	0.0
3) 町村	8	7	4	5	4	0	0	0	0	0	0	1
	100.0	87.5	50.0	62.5	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5

問4 - 3 電気の供給を受ける契約の主な形態

[問4 - 3 貴団体における、電気の供給を受ける契約（契約電力 50kW 以上）は、主にどのような形態を取られていますか。]

「今後取組を検討」、「取り組む予定はない」と回答した団体に、主な契約形態を聞いたところ、全体の8割は「随意契約」とし、「一般競争入札」は都道府県・政令市で25.9%、区市7.1%、町村は1.8%にとどまっている。

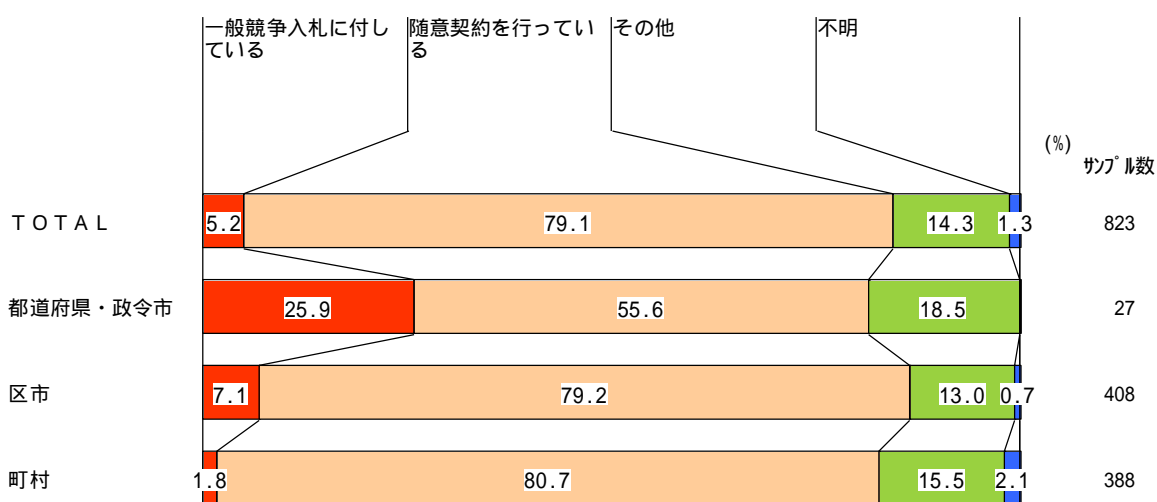


図4-3-1 「電気の供給を受ける契約」の主な形態

問4 - 4 電気の供給を受ける契約の阻害要因

[問4 - 4 貴団体が、電気の供給を受ける契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

「電気の供給を受ける契約」の阻害要因としては、「電力の安定供給に懸念がある」が最も高く、「二酸化炭素排出係数などの評価項目、配点等の基準設定が難しい」、「環境配慮契約の制度自体を理解できていない」と続き、いずれも3割強となっている。

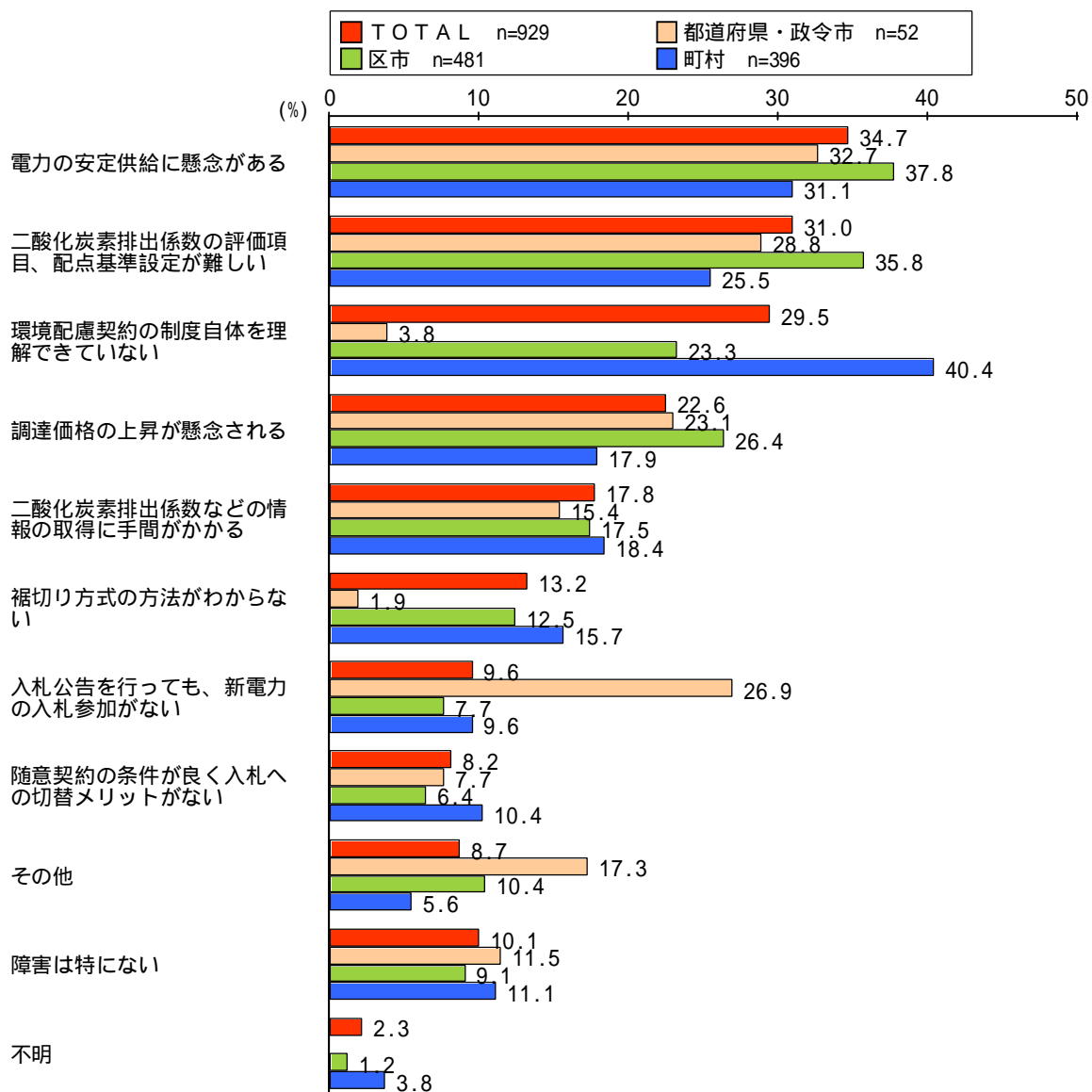


図4-4-1 「電気の供給を受ける契約」の阻害要因（TOTALで並べ替え）

問5 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の取組状況

[問5 貴団体では、自動車の購入及び賃貸借に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「自動車の購入・賃貸借に係る契約」については、都道府県・政令市は15.3%（前年度10.4%）が「全庁的に取り組んでいる」としているものの、昨年度と同様、全体の9割は「現在のところ取り組む予定なし」と回答している。

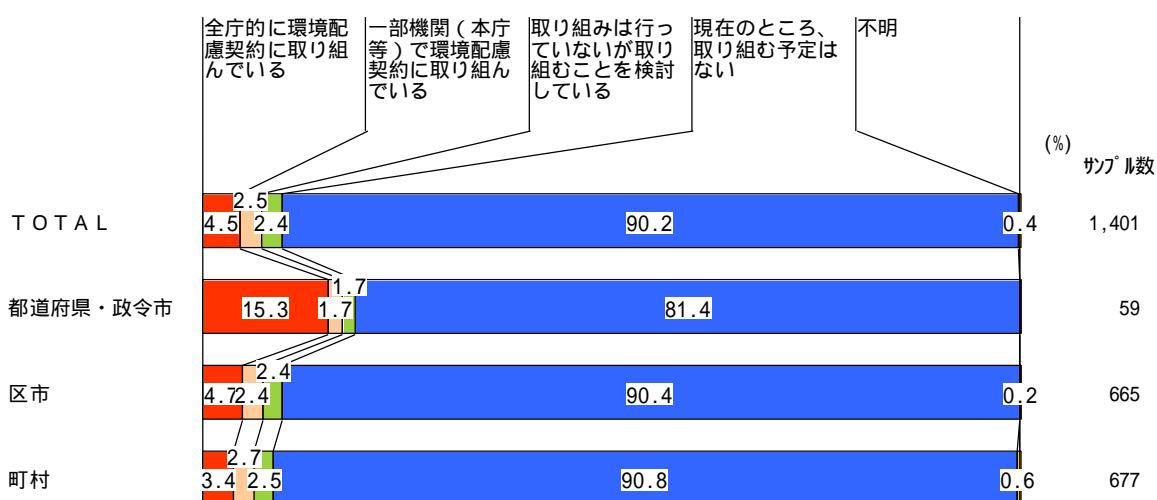


図5-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の取組状況

問5 - 1 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の内容

[問5 - 1 貴団体の自動車の購入及び賃貸借に係る契約についてお答えください。]

何らかの取組を行っていると回答した団体にその内容を聴取したところ、「燃費を評価項目とした総合評価落札方式を採用」との回答は17.3%となり、その他の回答が多くみられた。具体的には、「グリーン購入調達方針に基づく競争入札」、「ハイブリッド車の指定」等、グリーン購入法に基づく調達が多くあげられた。

表5-1-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の内容

REPORT.NO:0041	TOTAL	1	2	3	4
1 段目 度数 2 段目 横%		燃費を評価項目とした総合評価落札方式を採用	独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用	その他	不明
0002:規模区分(3区分)					
0) TOTAL	98 100.0	17 17.3	11 11.2	71 72.4	0 0.0
1) 都道府県・政令市	10 100.0	3 30.0	2 20.0	6 60.0	0 0.0
2) 区市	47 100.0	6 12.8	4 8.5	37 78.7	0 0.0
3) 町村	41 100.0	8 19.5	5 12.2	28 68.3	0 0.0

問5 - 3 自動車の購入及び賃貸借に係る契約の阻害要因

[問5 - 3 貴団体が、自動車の購入及び賃貸借に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、都道府県・政令市では「グリーン購入法を実施しており必要性を感じられない」が6割を占め、区市、町村では「調達台数が少なく必要性を感じられない」が高くなっている。

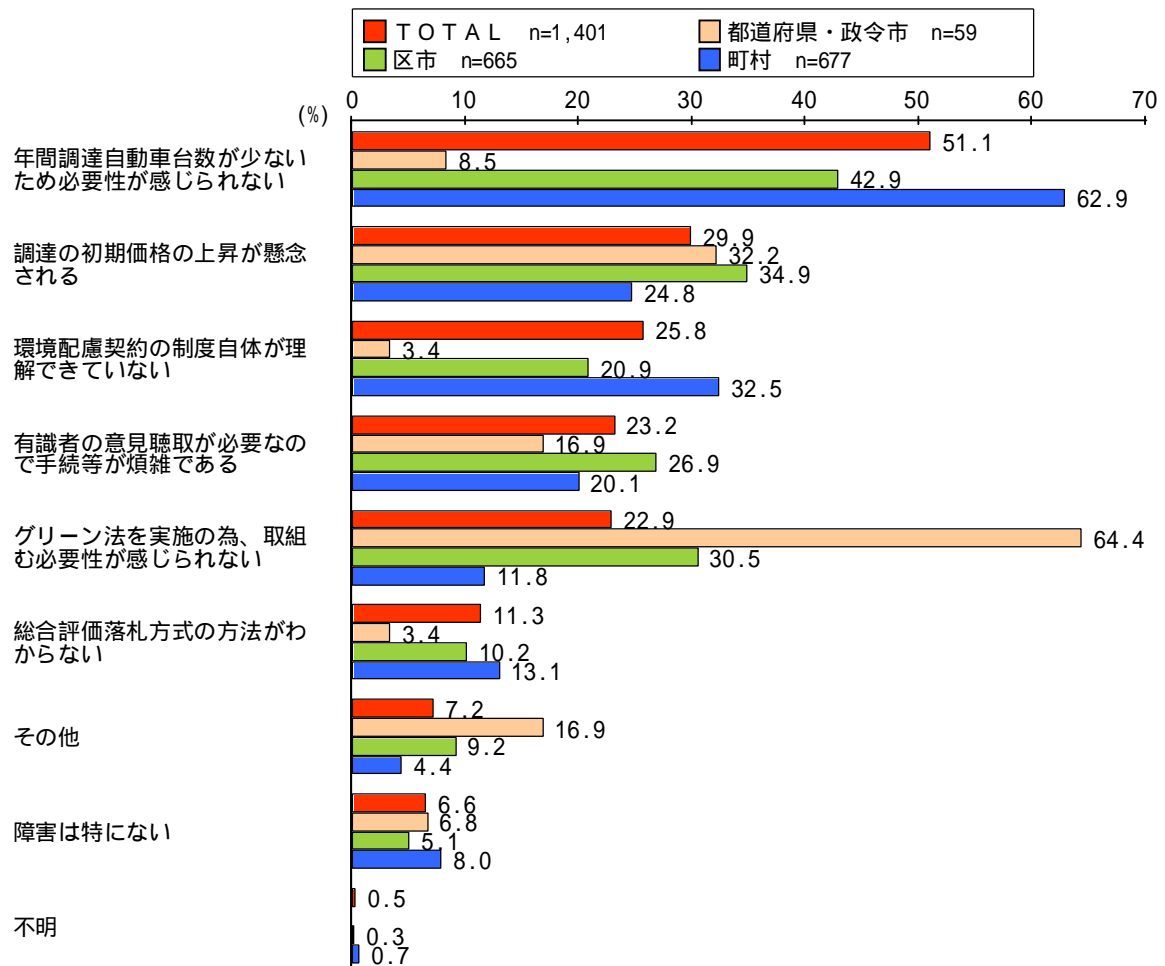


図5-3-1 「自動車の購入及び賃貸借に係る契約」の阻害要因 (TOTALで並べ替え)

問6 船舶の調達に係る契約の取組状況

[問6 貴団体では、船舶の設計を発注する契約、小型船舶の調達に係る契約について、組織的に環境配慮契約に取り組まれていますか。]

「船舶の調達に係る契約」については、「船舶の設計の発注や小型船舶の調達がない」とする回答が全体の86.9%、区市、町村では約9割となっている。

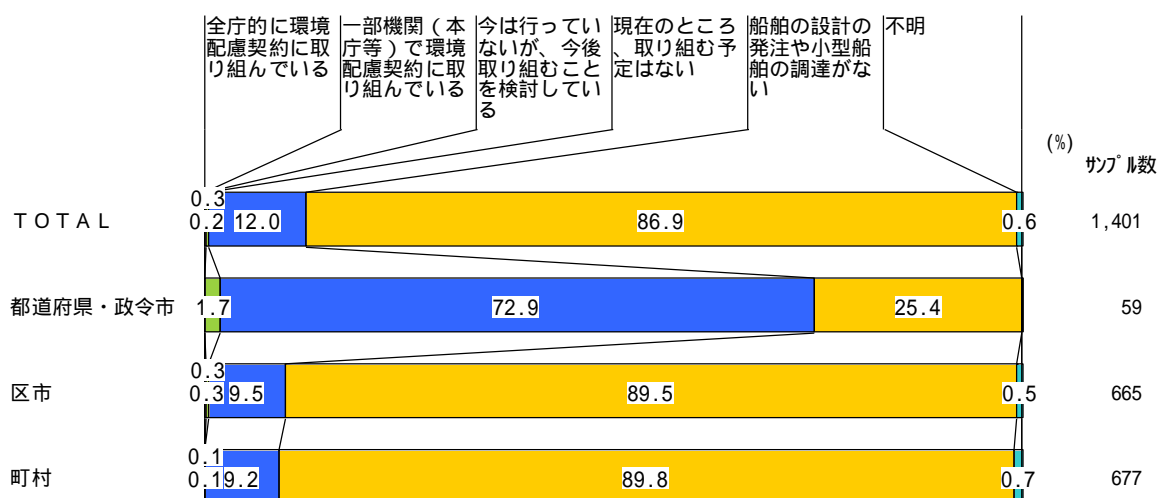


図6-1 「船舶の調達に係る契約」の取組状況

問6 - 1 船舶の設計を発注する契約の内容

[問6 - 1 船舶の設計を発注する契約における貴団体の契約状況についてお答えください。]

「取り組んでいる」と回答した団体にその内容を聴取したところ、「独自の評価項目を設定しプロポーザル方式を採用」(環境負荷低減等の確保)、「その他」(省エネルギー対応を仕様書に記載。設計業務では仕様書で関係法規・規則等への適合、原動機の排ガス規制等への対応は最新基準適合と規定。)であった。

表6-1-1 「船舶の設計を発注する契約」の内容

REPORT. NO:0050	TOTAL	1 国の推奨する環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用	2 独自の評価項目を設定し、プロポーザル方式を採用	3 独自の評価項目を設定し、総合評価落札方式を採用	4 その他	5 不明
1 段目 度数						
2 段目 横%						
0002:規模区分(3区分)						
0) TOTAL	3 100.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	1 33.3	0 0.0
2) 区市	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
3) 町村	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

問6-3 小型船舶の調達に係る契約の内容

[問6-3 小型船舶の調達に係る契約における貴団体の契約状況についてお答えください。]

「取り組んでいる」と回答した団体にその内容を聴取したところ、「仕様書に、主機関分野に『国際大気汚染防止原動機証書（二次規制対応）を有するものであること』と記載」等の回答があった。

表6-1-2 「小型船舶の調達に係る契約」の内容

REPORT.NO:0053 1 段目 度数 2 段目 横%	TOTAL	1	2	3	4
		国の推奨する裾切り方式を採用	独自の評価項目を設定し、裾切り方式を採用	その他	不明
0002:規模区分(3区分)					
0) TOTAL	3 100.0	0 0.0	0 0.0	3 100.0	0 0.0
2) 区市	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
3) 町村	1 100.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0

問6-5 船舶の調達に係る契約の阻害要因

[問6-5 貴団体が、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

「船舶の調達がない」と回答した団体を除いて阻害要因を聴取したところ、約6割が「調達隻数が少ないため必要性を感じられない」と回答している。

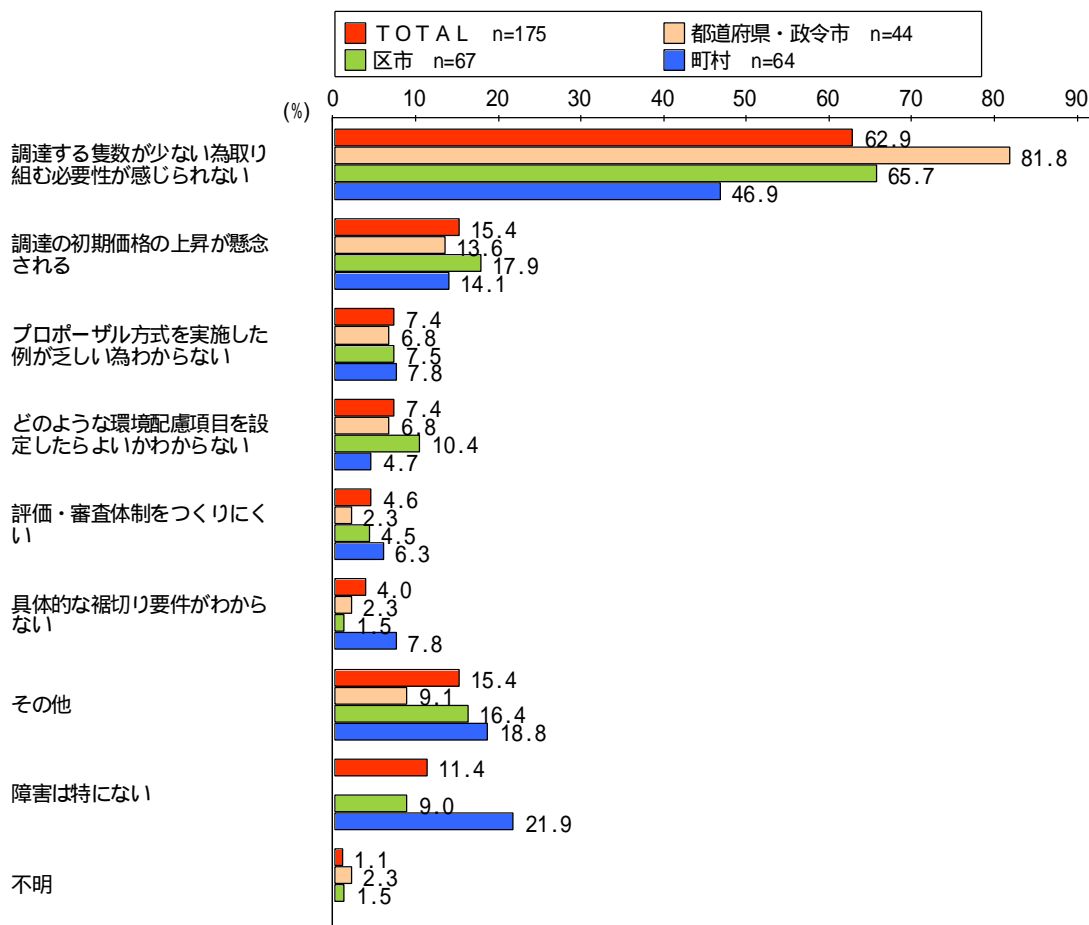


図6-5-1 「船舶の調達に係る契約」の阻害要因（TOTALで並べ替え）

問7 ESCO事業に係る契約の取組状況

[問7 貴団体では、ESCO事業(フェージビリティ・スタディを含む)又は省エネに係る工事(ESCO事業以外の設備改修等の工事)を実施した実績がありますか。]

「ESCO事業に係る契約」の実施実績については、都道府県・政令市で5割にのぼるものの、全体では5%程度にとどまっている。「省エネに係る工事」は、区市、町村ではESCO事業よりも多くなっているものの、1割未満である。

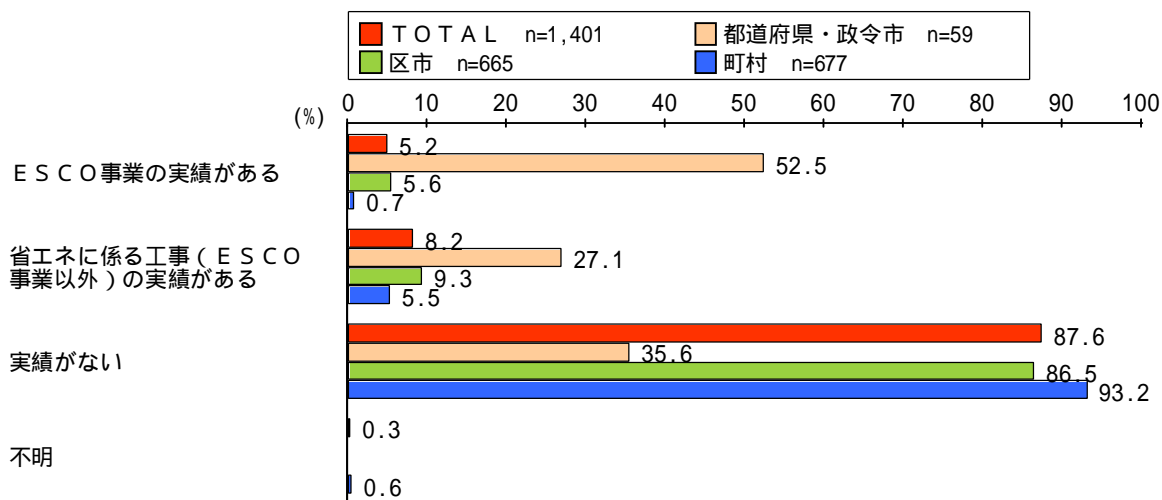


図7-1 「ESCO事業に係る契約」の実施実績(TOTALで並べ替え)

問7-3 ESCO事業に係る契約の阻害要因

[問7-3 貴団体が、ESCO事業に係る契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、町村で「制度自体が理解できていない」が約4割となっているほか、区市では「多額の初期投資を予算化することが難しい」があげられている。

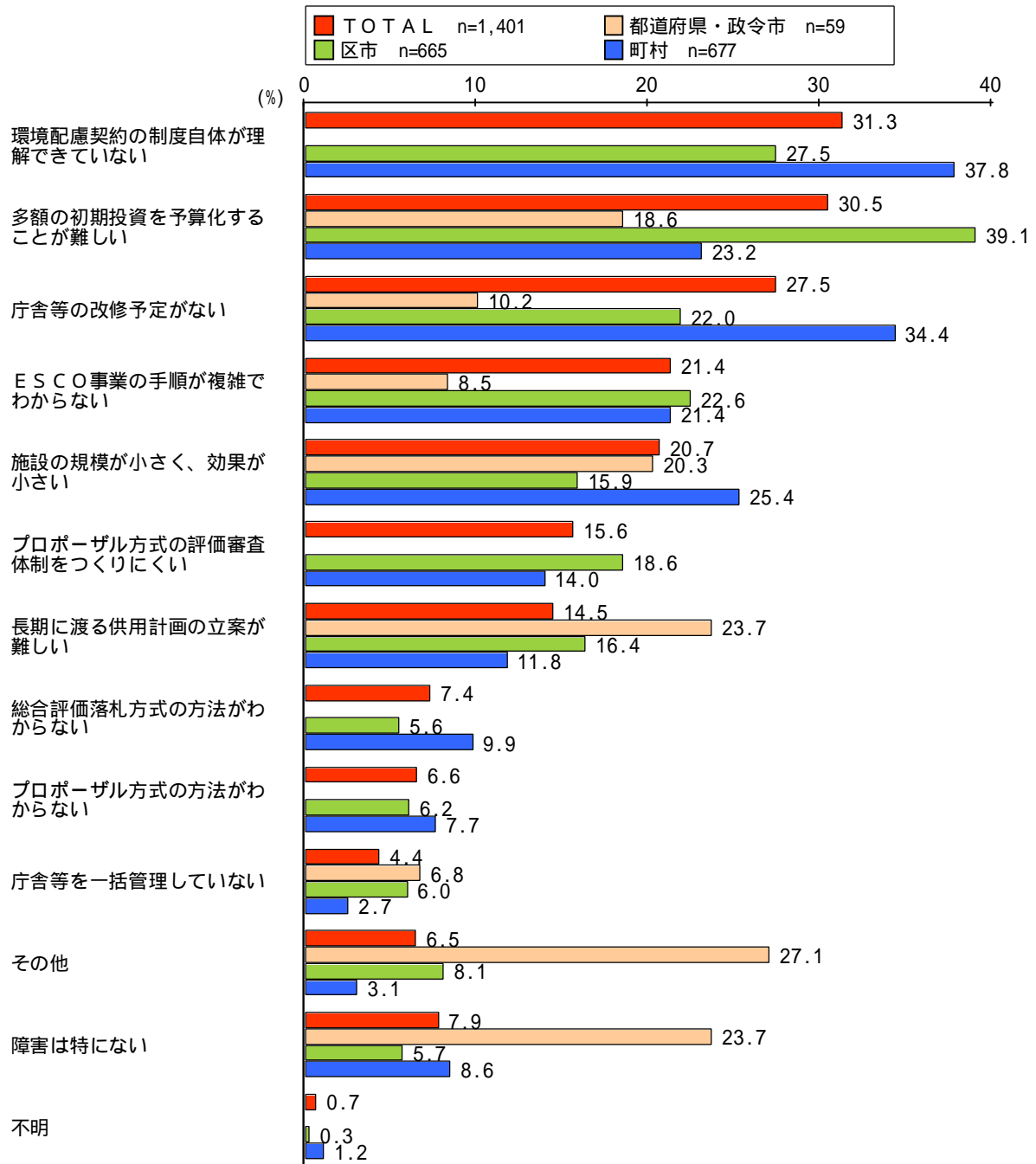


図7-3-1 「ESCO事業に係る契約」の阻害要因（TOTALで並べ替え）

問7-4 ESCO事例の認知状況

[問7-4 貴団体では、以下に挙げるESCOの事例をご存知ですか。]

ESCO事業の事例の認知を聞いたところ、全体では「防犯灯LED化」が4割と高く、規模による違いは少なかった。「無料省エネ診断サービス活用」や「バルク方式」は、団体規模による差が現れていた。

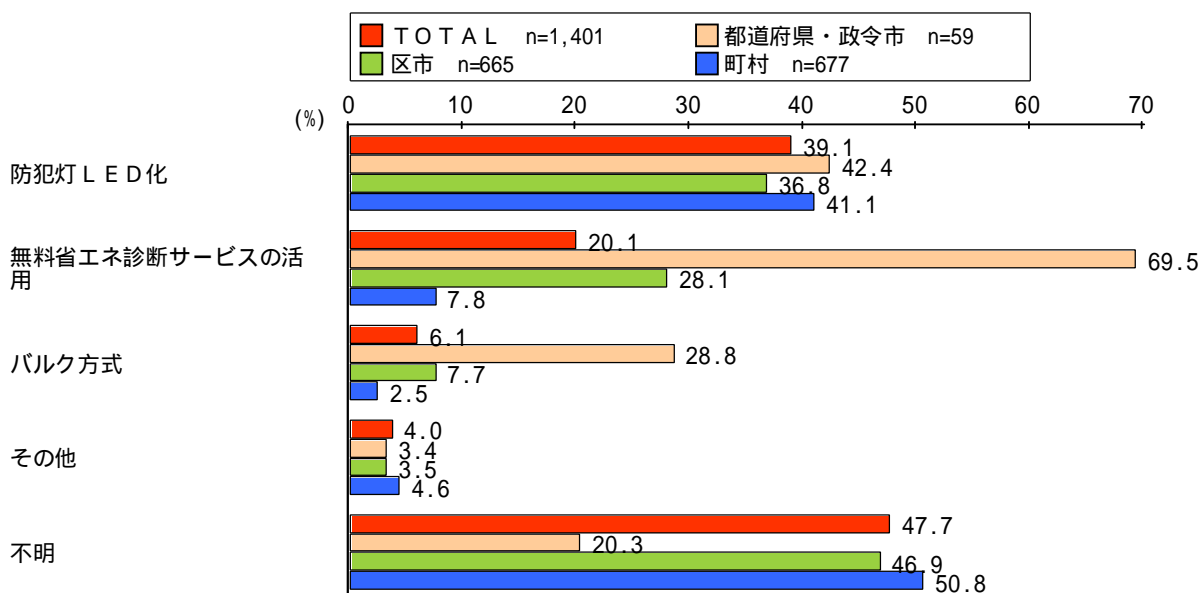


図7-4-1 ESCO事例の認知状況 (TOTALで並べ替え)

問7-5 省エネチューニングの認知度

[問7-5 貴団体では、省エネチューニングをご存知ですか。]

「省エネチューニング」は、都道府県・政令市の55.9% (前年度47.8%) が認知、全体では「聞いたことがない」が62.7% (同68.5%) と徐々に認知が高まっている。

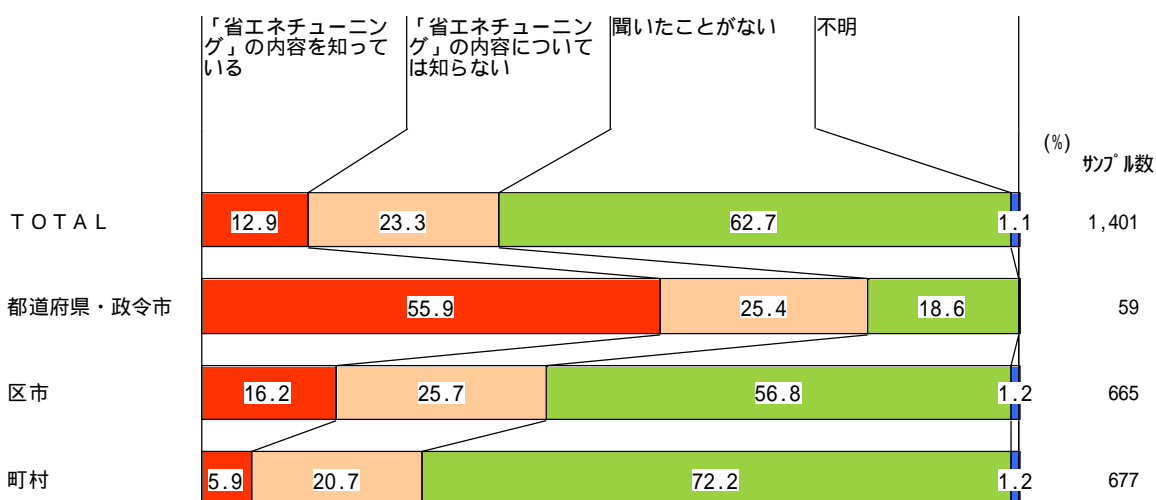


図7-5-1 「省エネチューニング」の認知状況

問7-5-1 省エネチューニングの実施検討状況

[問7-5-1 貴団体では、省エネチューニングを実施、もしくは検討されていますか。]

「内容を知っている」と回答した団体に、実施・検討状況を聴取したところ、半数近くが「実施したことがある」と回答、認知の高まりとともに「これから検討」等の回答が前年度に比べて増えている。

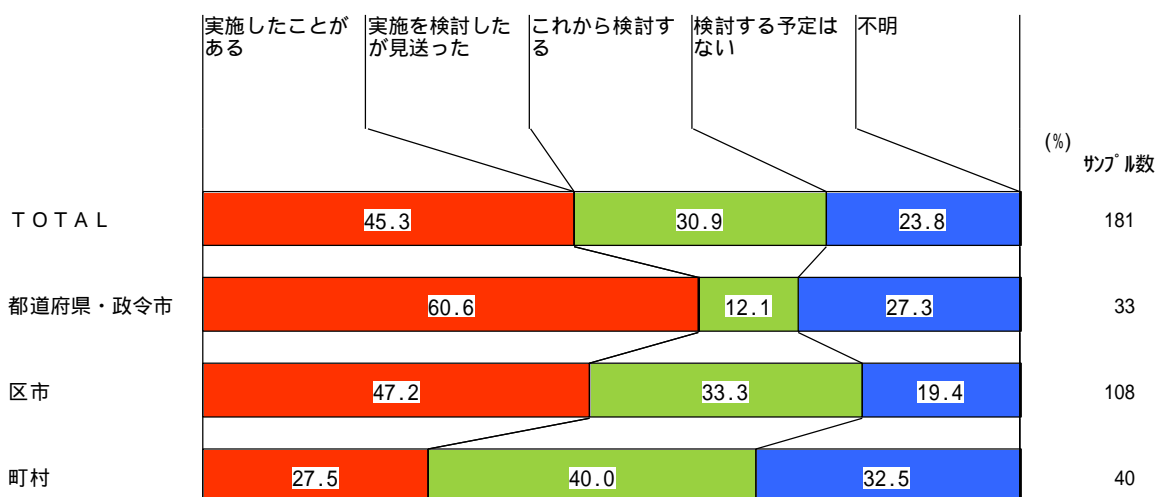


図7-5-1-1 「省エネチューニング」の実施・検討状況

問7-5-2 省エネチューニングの実施検討意向

[問7-5-2 貴団体では、今後、省エネチューニングの実施を検討されますか。]

一方、「聞いたことがない」あるいは「聞いたことはあるが内容を知らない」と回答した団体に、今後の実施検討予定を聴取したところ、30.1% (前年度 33.9%) が「実施を検討したい」と回答した。

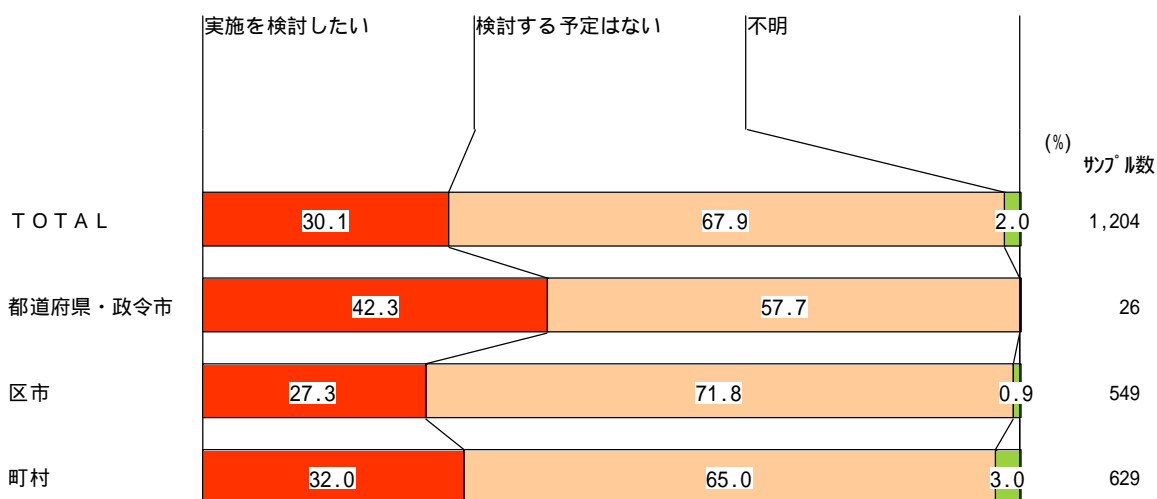


図7-5-1-2 「省エネチューニング」の今後の実施・検討予定

問 8 建築物の設計に関する契約の契約状況

[問 8 建築物の設計に関する契約における貴団体の契約状況についてお答えください。]

「建築物の設計に関する契約」については、都道府県・政令市は 3 分の 1 が取組中あるいは取組意向を示している一方で、区市、町村は 8 割前後が「現在のところ取組予定なし」と回答している。

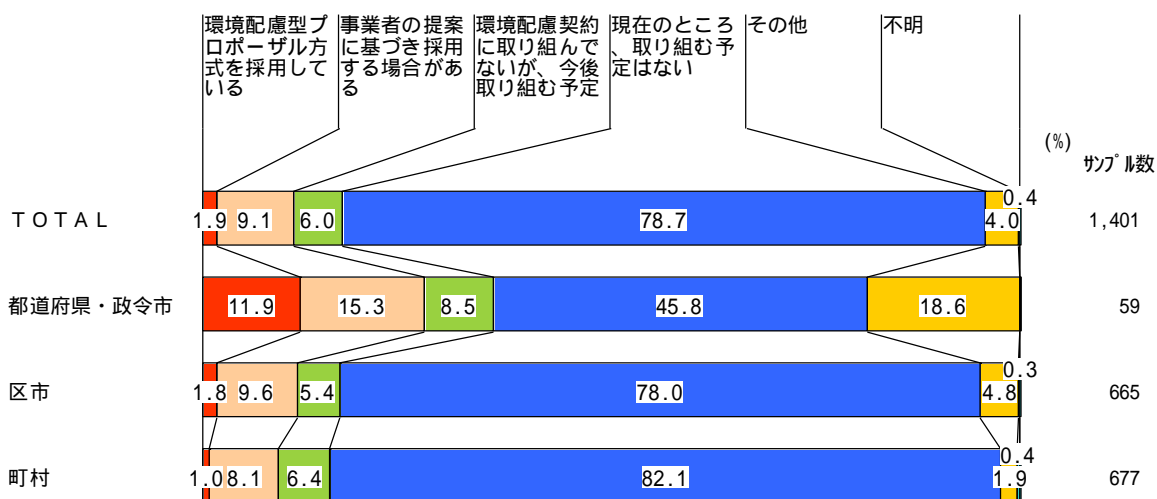


図8-1 「建築物の設計に関する契約」の取組状況

問 8 - 2 建築物の設計に関する契約の阻害要因

[問 8 - 2 貴団体が、建築物の設計に関する契約において環境配慮契約に取り組むに当たって障害になっていることはありますか。]

阻害要因としては、「プロポーザル方式を実施した例が乏しくよくわからない」と「技術提案にどのような環境配慮項目を設定すべきかわからない」が 4 割近くとなっている。

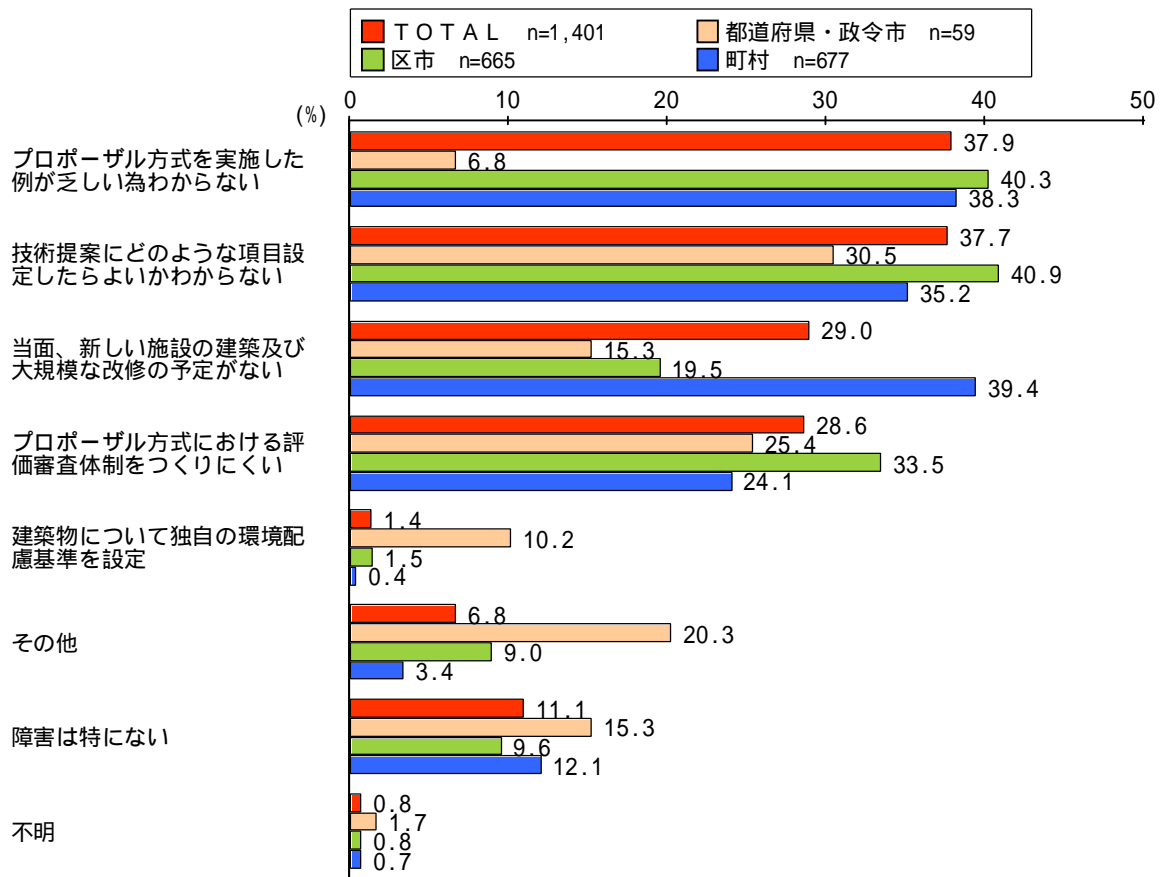


図8-2-1 「建築物の設計に関する契約」の阻害要因（TOTALで並べ替え）

問9 産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法

[問9 貴団体の、24年度における産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法をお答えください。]

産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法としては、全体の8割近くが「競争入札には一件も付していない」と回答している。都道府県・政令市では6割が、区市では3割が競争入札に付す契約がある、としている。

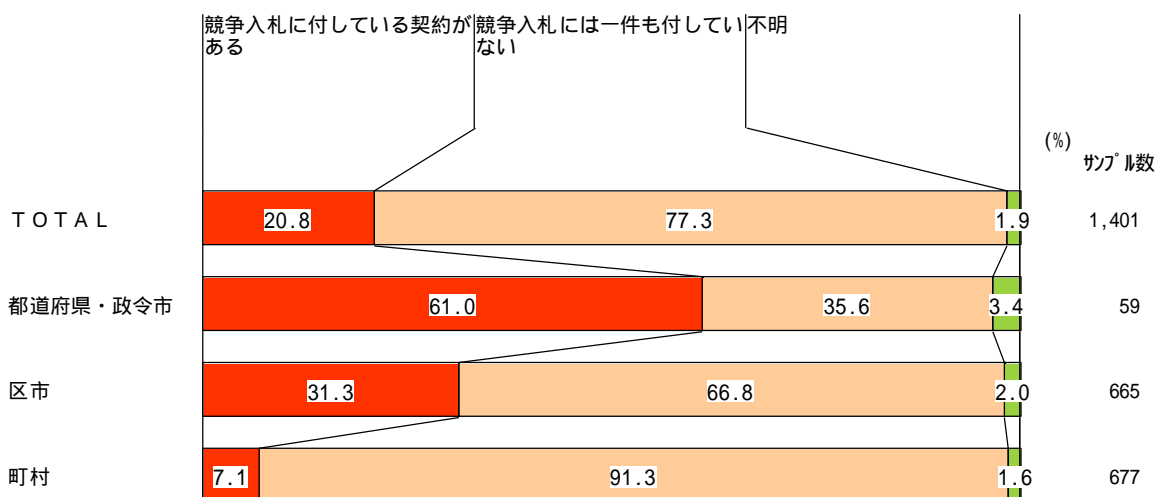


図9-1 産業廃棄物の処理に係る契約の発注方法

問9-1 収集運搬と中間処理の入札実施方法

[問9-1 貴団体の産業廃棄物の処理に係る契約について、「収集運搬」と「中間処理」の入札はどのように実施されていますか。]

「収集運搬」と「中間処理」の入札は、「すべて一括入札」とする回答が全体で5割弱、町村では3分の2にのぼっており、一括入札される場合が多い。一方、都道府県・政令市では3割が「別々に入札することが多い」と回答している。

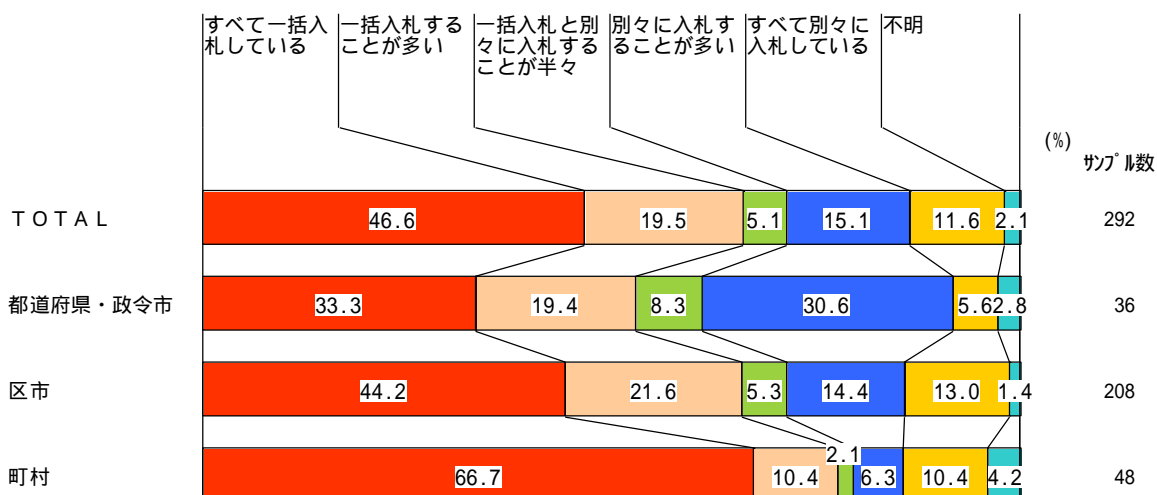


図9-1-1 収集運搬と中間処理の入札実施方法

問9 - 2 産業廃棄物の処理に係る契約で競争入札を採用しない理由

[問9 - 2 貴団体の産業廃棄物の処理に係る契約の発注にあたって、競争入札を採用しない理由をお答えください。]

競争入札を採用しない理由としては、全体の3分の1が「小額であるため、随意契約を行っている」と回答、規模の小さな団体では、「入札参加者が集まらないことが懸念される」も高い。

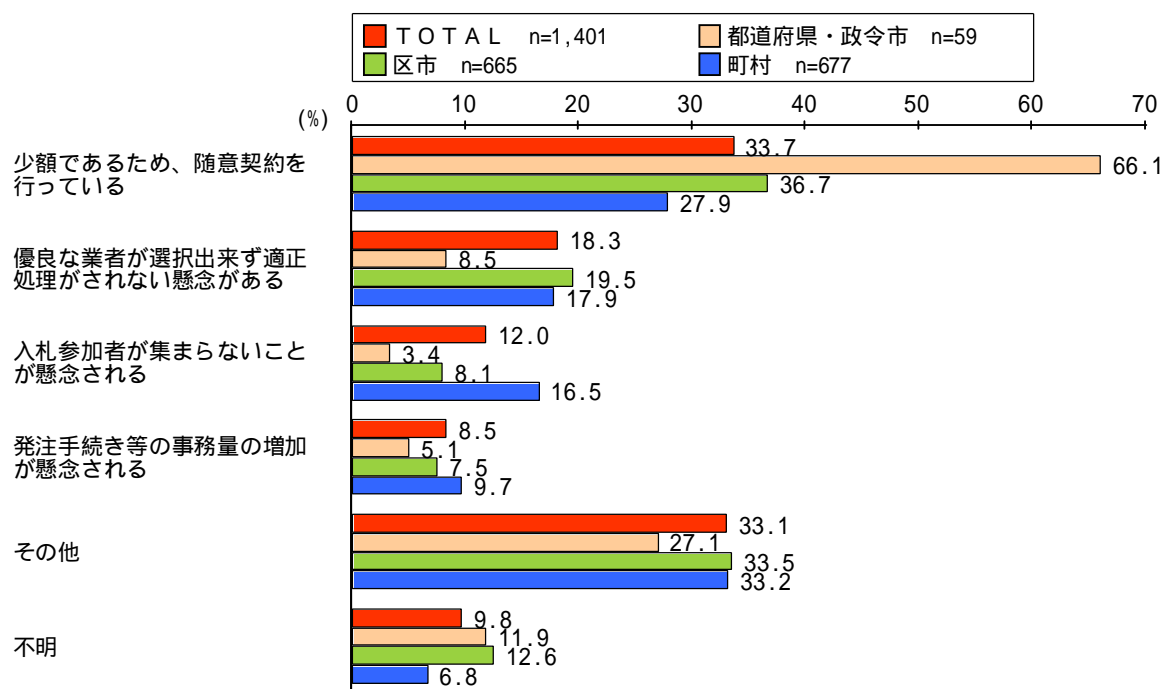


図9-2-1 競争入札を採用しない理由 (TOTALで並べ替え)

問10 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因

[問10 貴団体が環境配慮契約に取り組む上で、どのような阻害要因が考えられますか。]

環境配慮契約に取り組む上での阻害要因は、区市、町村を中心に、全体として「人的余裕がない、担当者の負担増」48.8%(前年度 47.2%)、「財政的な余裕がない」37.9%(同 40.8%)と続いている。都道府県・政令市では「環境負荷低減効果やメリットがわかりにくい」、次いで「各課部局で契約が行われているため、一括した環境配慮契約ができない」が大きな要因としてあげられている。

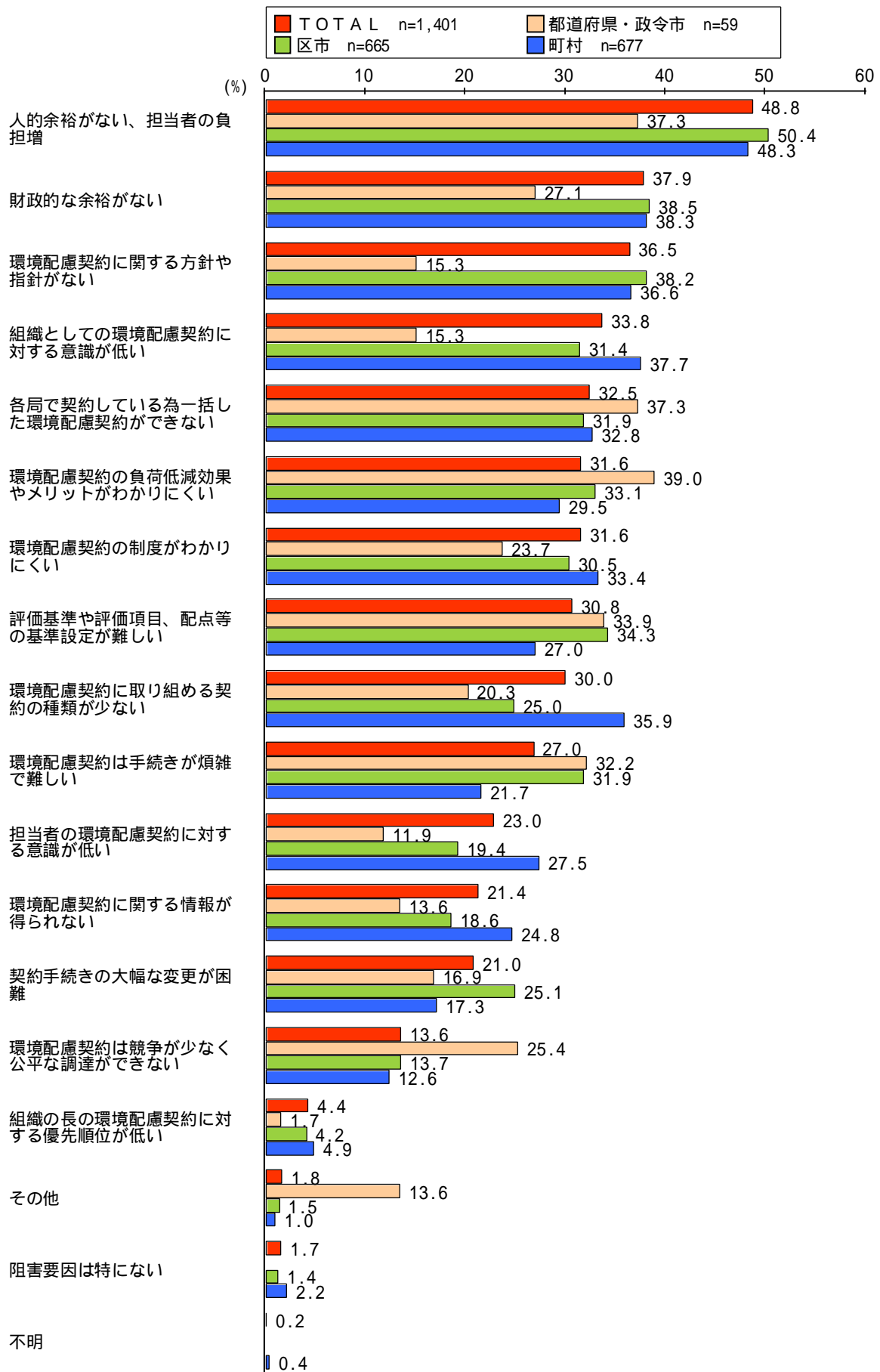


図10-1 環境配慮契約に取り組む上での阻害要因（TOTALで並べ替え）

問 11 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組

[問 11 環境配慮契約の進展のために、国としてどのような取組を進めるべきと考えられますか。国として取り組むべきと考えられるものをお答えください。]

環境配慮契約の進展のために、国が取り組むべきものとしては、「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」41.5%（前年度 47.7%）、「環境配慮契約の環境負荷低減効果、メリットに関する情報提供」39.8%（41.4%）等となっており、都道府県・政令市が特に高い。区市、町村では、「補助制度の制定」、「職員研修の実施」、「地方公共団体向けの会議開催」が都道府県・政令に比べて高くなっている。

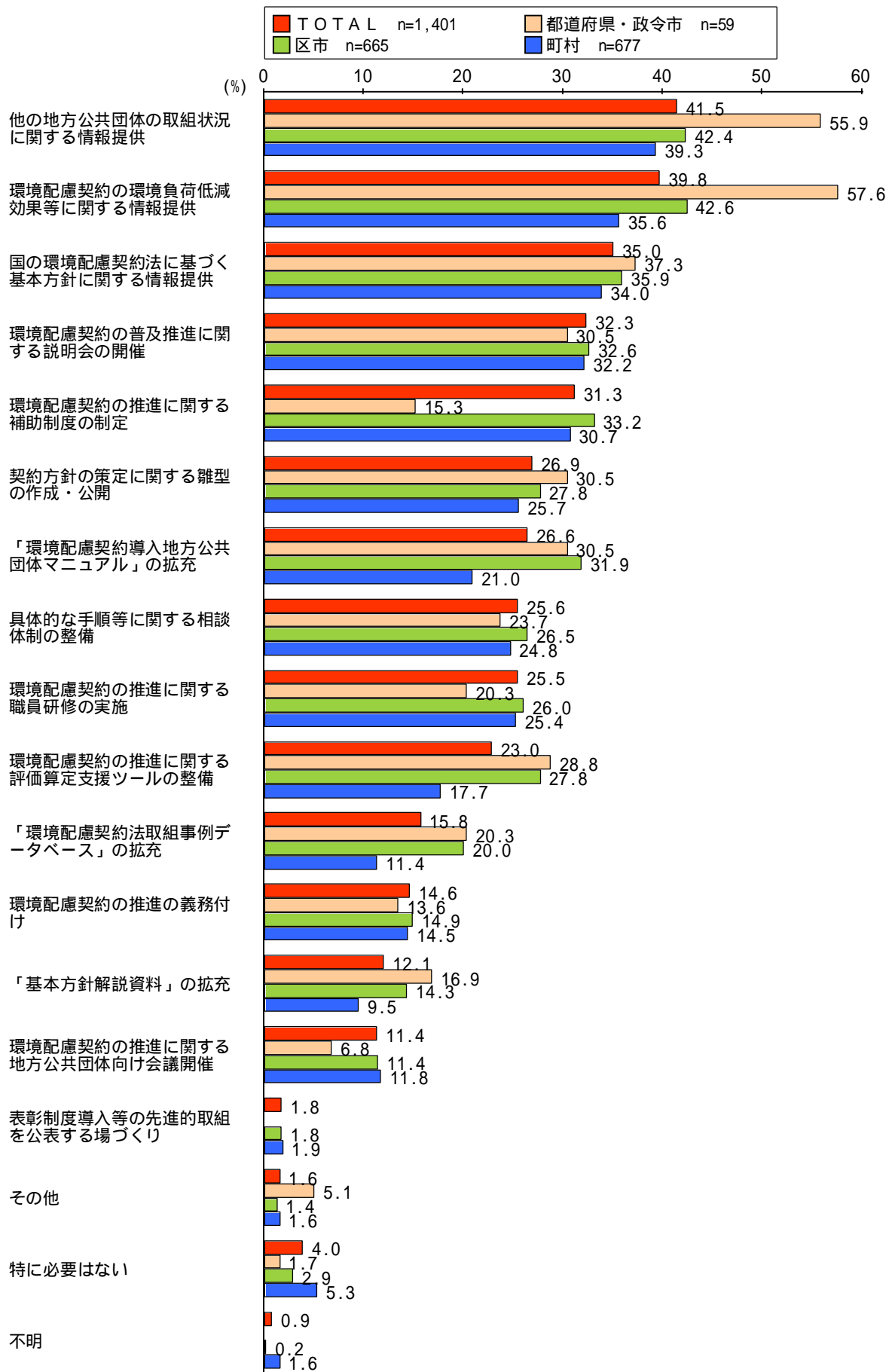


図11-1 環境配慮契約の進展のために必要な国の取組 (TOTALで並べ替え)

問 11 - 1 他団体が行っている環境配慮契約の取組状況の必要情報

[問 11 - 1 他の地方公共団体の環境配慮契約の取組状況に関する情報提供として、具体的にどのような情報が必要とお考えですか。]

「他の地方公共団体の取組状況に関する情報提供」が必要と回答した団体に、具体的な内容を聞いたところ、「環境配慮契約を行うために必要な手順書、マニュアル」が8割超と最も高い。区市では、「環境配慮契約を行うために必要な入札契約書式」が高くなっている。

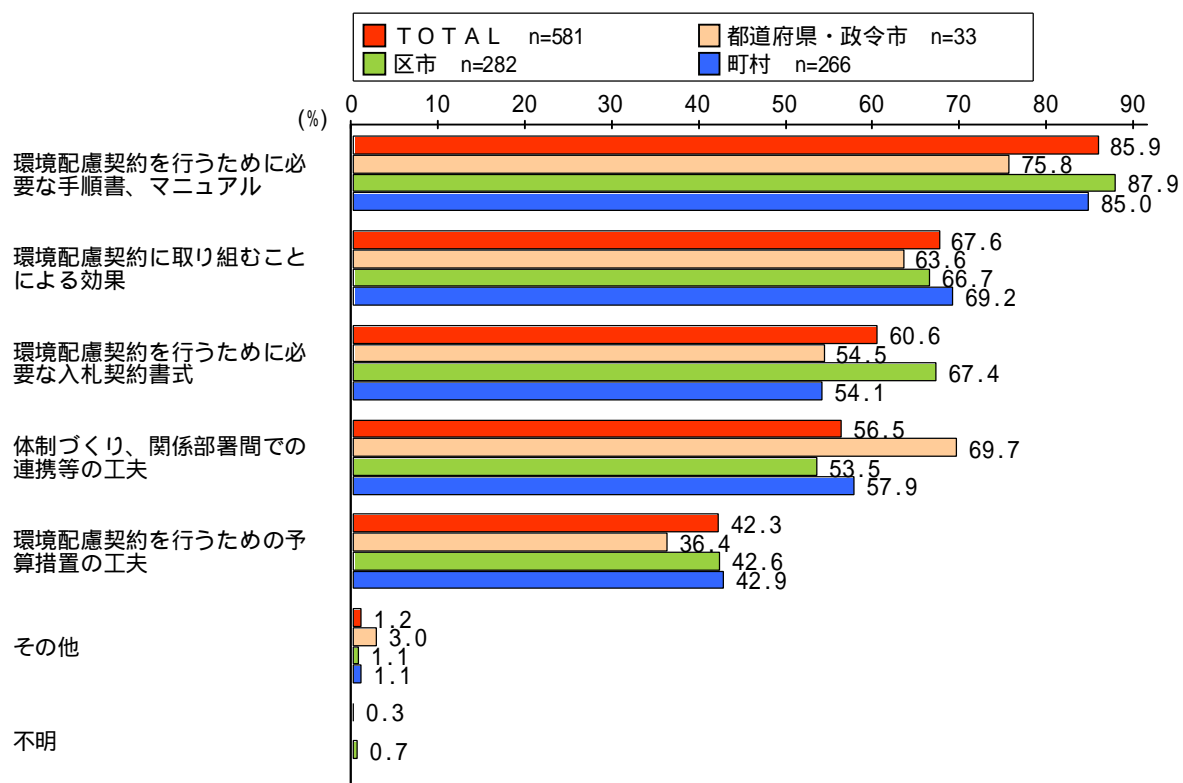
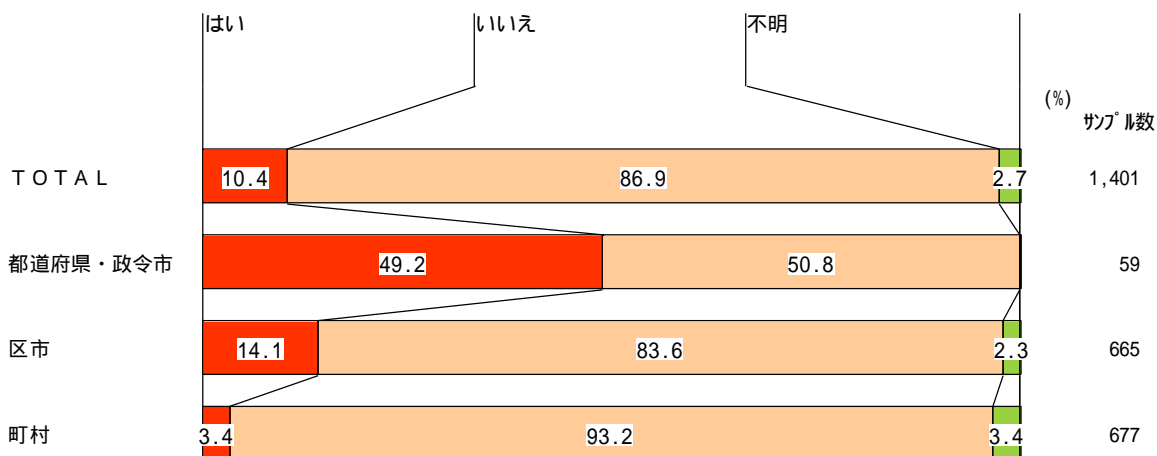


図11-1-1 他団体が行っている環境配慮契約の取組状況の必要情報（TOTALで並べ替え）

F 1 環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加状況

[F 1 環境配慮契約法基本方針説明会に参加されたことはありますか。]

これまでの全国説明会への参加状況を聴取すると、都道府県・政令市では5割(前年度40.3%)、全体では1割(同12.4%)となっていた。町村では3.4%(同5.0%)にとどまっている。

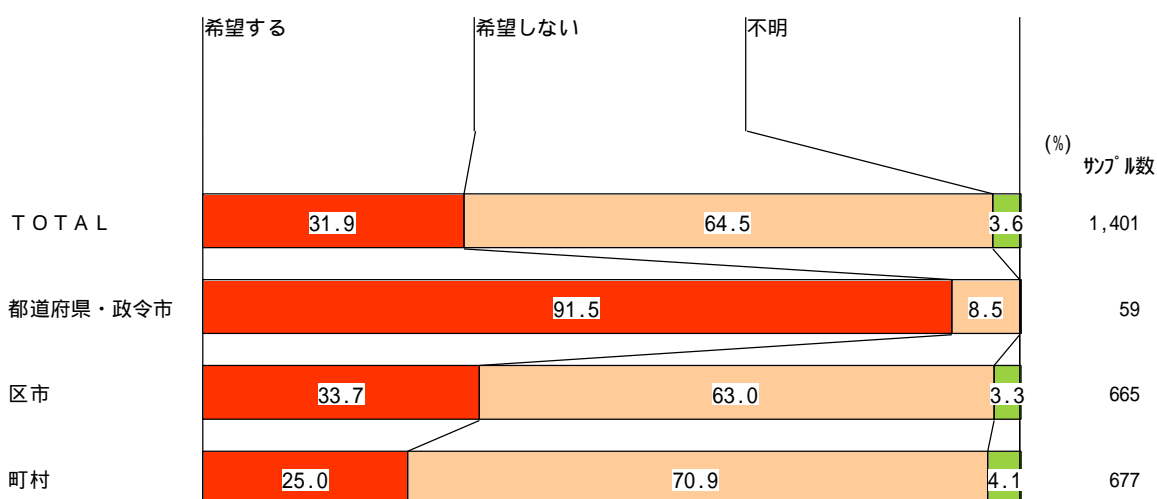


図F-1 環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加状況

F 2 今年度の環境配慮契約法基本方針全国説明会への参加意向

[F 2 今年度の説明会(2~3月頃)への出席を希望されますか。]

今年度末の全国説明会への出席意向を聴取したところ、都道府県・政令市はほぼ全ての団体が、全体では3分の1が「希望する」と回答した。



図F-2 今年度全国説明会への出席意向